

第 7 回世田谷区農業委員会総会

日：令和 3 年 2 月 22 日（月）

場所：区役所第二庁舎第 5 委員会室

第7回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和3年2月22日（月）午後3時から

開催場所：区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、橋本正志、野島秀雄、大塚信美、石井朝康、加々美栄一、岩本敏行、石井勝、三田浩司、細井誠一、海老澤健、宮川喜久、荻部嘉也、鈴木利彰、植松智、本澤絢子、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 湯本由美、主事 岡田英朗、主事 関智秋

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査について
 - ・都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について
 - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
5. 報告事項
 - (1) 「農作業体験塾（春）」の開催について
 - (2) ふれあい農園「たけのこ掘り」の開催について
 - (3) 都内農産物等の放射能検査結果について
 - (4) 令和3年度の総会日程について
6. その他
7. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、委員の皆様が全員おそろいになりましたので、ただいまより第7回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

開催に先立ちまして、本日、通常の日程よりも早まった関係もございまして、いつもですと事前に委員の皆様へ資料をお配りさせていただいているんですが、本日は机上配付とってしまったことをおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしく願いいたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

本日は、審議事項が18件、報告事項が4件ございますので、ご審議よろしく願い申し上げます。

では、進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。では、議長を務めさせていただきます。

本日は全員の出席になっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、本日の署名委員ですが、苅部嘉也委員、鈴木利彰委員をお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が2件、農地法第5条が2件となっております。

それでは、事務局、ご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、初めに農地法に基づく転用届出等について説明いたします。

まず、農地法第4条についてですが、農地を農地以外のものにする場合、例えば農地を住宅にする場合等は、この第4条の手続が必要となります。また、第5条については、農地を農地以外のものにする場合、かつ、これらの土地に権利の設定または移転する場合、つまり所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないということになっております。

この届出については、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号2-4-10。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続いて、資料No.1-2をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号2-4-11。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-1に移らせていただきます。ここからは第2号議案農地法第5条に基づく転用届出となります。こちらにも全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-14。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-2に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-15。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○穴戸会長 この件につきましてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 よろしいですか。ご質問がないようなので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが6件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査についてが1件、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請についてが1件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが5件ございます。

それではまず、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を

行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきまして調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員 報告させていただきます。2月17日の水曜日に申請者であります〇〇様立会の下、事務局2名とともに調査をいたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。この件について意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明願を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました石井朝康委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○石井(朝)委員 報告いたします。2月17日、事務局2名とともに、〇〇さん立会の下、調査を行いました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上で報告を終わります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきまして調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 報告します。2月17日、事務局2名と〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん計3人に立ち会っていただき、現地を調査しました。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件につきまして、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目を事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました石井勝委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○石井（勝）委員 2月15日月曜日、申請者である〇〇様立会いの下、事務局2名とともに調査しました。

（調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。）

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件につきましてご意見等がございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、採決させていただきます。
証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきまして調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 2月17日、事務局2名と〇〇さん立会いの下、現地を調査いたしました。

（調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。）

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目を事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました石井勝委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○石井(勝)委員 2月15日月曜日、申請者である〇〇様立会いの下、事務局2名とともに調査しました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件につきましてご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 2月10日水曜日に、申請者である〇〇さんにお話を伺いながら調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議を終わります。

次に、都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧ください。第3号議案都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 この件につきまして調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 2月17日水曜日、所有者貸付人である〇〇さん、申請者借受人である〇〇担当者立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、計画について問題ない旨を説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について、ご意見がございましたらお願いいたします。

○大塚委員 この事業計画は非常に立派で、計画の中身はよいんですけども、これを借りた人が運営していったときの、確かに計画どおり運営しているかというチェックは誰が

するんですか。

○事務局 農業委員会として、年1回報告を受けますので、その報告書にて確認いたします。

○大塚委員 時期、いつやるかは決まっているんですか。

○事務局 報告書を受けるのは1年後になります。

○大塚委員 途中の経過は特に見ないんですね。信頼するしかないんですか。

○事務局 近くを通ったときに見たりしますし、例えば、これが民営の市民農園だったりしたときはちょっと立ち寄って見たりはするんですけれども、公式には見て回っていると言いつらいところです。ただ、肥培管理とかの確認はもちろんいたします。

○橋本委員 全体の面積の中で450㎡を貸与するという内容ですけれども、10ページの図面で具体的にどこは示さなくてよろしいのでしょうか。

それから私的なんですけれども、ある農地の一部を生産緑地で申請を過去に、当初しまして、今回、特定生産緑地を継続してやろうと思うんですが、実測図が今まで添付してありませんので、その辺で道路との関係もいろいろありまして、今再申請を検討しているんです。こういう場合は、生産緑地の一部だから、分筆等はしなくてよろしいのでしょうかということと、今回の場合は具体的にどこを貸すのかということ。それから、契約は契約でありますけれども、そのほかに賃貸の契約の内容を謄本という形では登記はしない訳ですね。

○事務局 登記はないです。場所につきましては、10ページの地図で説明いたします。確かに、これは本当は囲ってほしかったと私も今思ったんですけれども、真ん中に10掛ける30、約300㎡栽培圃場とございまして、そこプラス、右上の栽培圃場20掛ける6、約150㎡、これを合わせて450㎡になります。この部分が〇〇の借り受ける土地です。

○橋本委員 ということは、ビニールハウス等の絵がありますけれども、こういうものを建ててやるという意味ですか。

○事務局 生産緑地は構わないです。

○橋本委員 そうではなくて、借りる方がこういうものを設置して貸借というか、条件で入っているということですか。

○事務局 そうです。

それと、先程の測量の件で、例えば、生産緑地を特定生産緑地に移行する際に、例えば一部のみとか、あるいは分筆して、前の生産緑地と特定との面積が違ってくる場合には測

量は要りますが、ここは面積等の要件は変わりませんので、特に測量等は必要ございません。

○橋本委員 ここだということが我々ぴんとこないんですけれども、そのようなものは示した方がいいのかなという気もしています。

○事務局 そうですね。そこは申請の段階で示してもらうべきかと思います。

○宍戸会長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかに意見がないようですので、採決させていただきます。

都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認めまして、事業計画を決定することいたします。

以上で、都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査についての審議を終わります。

次に、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について、配らせていただいております。11月にもございましたが、貸借円滑化法を利用して生産緑地を借りて市民農園を設置することについての申請となります。

それでは、お手元の資料No.6をご覧ください。第3号議案都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 2月15日に事務局2名と私とで、貸付人の〇〇さん、〇〇さんの立会いで現地を調査してまいりました。

(調査内容、貸借の承認について問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○橋本委員 先程の件については貸借でも、日常の管理等を結局農業委員がやる、年1回農業委員会でやるようなことを言われましたね。

○事務局 報告は受けております。

○橋本委員 この件はまた別件ですけれども、この件についても同じように農業委員会がやることになりますか。

○事務局 同様です。〇〇が報告を出す義務はございます。

○橋本委員 開設者がこのように肥培管理をやっていますよという報告を受けて、それで農業委員会がチェックする方法でしょうか。それとも、何もないところでチェックする方法でしょうか。

○三田委員 ここは生産緑地なので、私が担当なんですけど、9月にある農地パトロールが対象になるので、少なくとも、このときに1回はチェックをする。あとはちゃんと日常的に見なければいけないという担当にはなるのかと思うんですけども、このケース、生産緑地の場合はそういうことができますけれども、そうじゃないところはそういうチェックはないということはあるかと思えます。

○橋本委員 個人の場合は、引き続き農業をやっていると、3年に1度、世田谷税務署に、肥培管理の状況だとか、どういうものを作っている、作付内容はどうですよ、売上はどうですよということを出すことになっていますね。それは管理者が出しているんです。管理者というか、実際に生産緑地を管理している人が出している。これは、この人たちが借りて、責任を持って管理していることになるんじゃないかと思うんですけども、その人たちは出さないで、農業委員会の方で全部チェックするのでしょうか。それとも、農業委員会に何かを出してもらって、それを農業委員がチェックするのでしょうか。

○事務局 3年に一遍出すというのは、農業者さんが税務署に対して……。

○橋本委員 納税猶予を受けている場合はね。

○事務局 これは税務署にうちが、貸借円滑化法で契約を結んだという通知を出すんだよね。

○事務局 こちらからも出しますし、納税猶予は人についている制度になりますので、所有者の方からも特定都市農地貸付を受けているという通知を出します。

○橋本委員 ここは納税猶予地ですか。

○事務局 入っています。

○真鍋委員 8ページを見ると、抵当がついている。

○橋本委員 そうするとどのような形で、地主さんが出すのか、管理されている側が出すのか。

○高橋会長職務代理者 地主です。納税猶予を受けた人です。

○橋本委員 管理を委託しているから、委託している方が出すんじゃないかという気もするんです。

○事務局 今お伝えしたとおり、相続税の納税猶予の制度というのが、土地ではなくて人についている制度になりますので、相続税の納税猶予を受けている方が税務署に通知を出すという理解をしていただけると。

○橋本委員 ただ、契約して依頼していますから、その依頼者がこうやっていますよというのを地主に出して、それを役所に出すのならいいんですけども、そうじゃないとちょっとおかしいのかなという気もしているんです。では、何のために管理を全面的に依頼しているのかというのがちょっとぴんとこなかったの。確かに今までの制度と違うから、個人が報告するという今までのことになっていきますけれども、貸借の条件が変わってきたからには、内容が複雑になってきましたから、それは二段構えにならないとおかしいんじゃないでしょうかという感じです。

○菅沼委員 前にも事例が2件ぐらいありましたよね。

○事務局 もう少し整理しますと、まず、〇〇に関しては先程申し上げたとおり、年1回、要件どおり、運営計画をきちんと1年間出していただいて、うちで毎年チェックをするというのが1つ。

○橋本委員 毎年分かる訳ですね。

○事務局 ただ、地権者の〇〇さんも、10ページにございますように、従事日数年間40日以上という、要は〇〇さんもこちらのルールに基づいて関与しています。そういうところで、先程ご案内あったように、納税猶予に関しては、〇〇さんが3年に一度申請するという形になってございます。

○橋本委員 ですけども、ネタから相手はもらっていい訳でしょう。ネタというか根拠というか、それも自分がやっているということで全部かぶってやるんでしょうか。

○事務局 ネタというのは作付計画の内容、運営計画の内容ということですか。

○橋本委員 そうです。

○事務局 それについては、〇〇さんと〇〇さんの中できちんと調整した上で、こちらに提出していただいています。

○事務局 ちなみに、〇〇は、区と同時に貸付人にも報告する義務があるので、そういったデータは多分毎年行っているものだと判断しております。

○橋本委員 〇〇さん、持ち主の方に。

○事務局 持ち主にも、区にも、情報は毎年報告されているはずです。

○橋本委員 だから、100%全部地主が負担というか、責任を負う訳ではなくて、管理をしている業者さんというか、そちらの方から一応ネタというか、根拠をもらうことになる訳ですね。かなりの部分を。勉強不足だから、前のあれがどのようにチェックされるかちょっとよく分からないんですけれども、問題は、借りて管理している方も責任あるようにしないとおかしいんじゃないでしょうかということです。

○真鍋委員 前からここで何度も話題になったことで、相続税納税猶予を受けている土地も、貸借円滑化法に基づいて貸すことができるよと。今までは、相続税納税猶予を受けた方は肥培管理に努め、先程言われたとおり3年に1回、引き続き農業経営を行っているという証明願を出さなければならない。ただし今回は、相続税納税猶予を受けていてもこういうところに貸すことができる。その代わりに、その方は少なくとも40日はその農地を見て回ったり、トラブル防止に努めなければならない。それで主たる従事者証明が出せると私は聞いているので、今までの法律が変わったことから、相続税納税猶予を受けた生産緑地であっても人様に貸すことができるし、これまでの従事日数よりうんと少なくとも従事者証明が出ることになった。1つ今ここで分からないのは、こうやって貸しても3年に1回は相続税納税猶予を受けるならば、引き続き農業経営を行っている証明願を出すのか出さないのか。出すのは持ち主だから、さっきの話だと、この方が3年に1回は引き続き農業をやっているよという証明書をここに求めてくるのか。求めてくる場合は、40日以上やっていたら主たる従事者として認めるのか。そのときに今の書式だと、こういうものを作って、こうやってああやってということが、これは貸している訳だから全然違ってくるけれども、貸借円滑化法に基づいてやっているというものをつけて出せばそれでいいのかを私も知りたいので、そこをお答えいただければありがたい。

○事務局 引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の証明書というのがありまして、これを出すことになるかと思われます。

○三田委員 逆に出さないといけないということか。

○事務局 恐らく出す書類は変わるんです。

○三田委員 それを引き続きのあれにつけて一緒に出すのか。

○事務局 恐らく。うちはまだ実績がないので。

○真鍋委員 円滑化法ができたのは去年だから、変えていって、第1号のところに我々農業委員会で視察も行って、見ているんだけど、相続税納税猶予を受けている土地が第1号だったんだねと。これもそうだけれども、その書式に基づいてきちっと整理されるということだと今確認できました。

○宍戸会長 3年たっていないので、農業委員会に提出されたことがまだないんです。ですから、多分3年後には今言われたとおりに、税務署の方に出さなければいけなくなると思います。ただ、まだ3年たっていないので、農業委員会に回ってきていないんです。

○高橋会長職務代理者 ただ、納税猶予を受けているのは地主さん本人なので、本人が出さなければいけないと思います。

○真鍋委員 ただ、出すときには書式が今までの通常のものとは違うということが今証明できたので。

○事務局 第3号議案に新しい項目が加わることになるかと思われま。

○宍戸会長 3年ぐらいたちますと、またこういうのが上がってきますので。

では、他にご意見がなければ採決させていただきますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 この件につきまして、申請を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認められましたので、承認することいたします。

以上で、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請についての審議を終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧ください。特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。

区が宅地化農地を区民農地として、土地所有者様から新規、継続を含めてお借りする際

の根拠となる法律が特定農地貸付法であり、今回につきましては、世田谷区内の区民農園20園中5件の継続して借り受ける案件についてご審議をお願いいたします。

特定農地貸付法について簡単に説明させていただきますと、正式な名称は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律となりまして、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を市民農園として都市住民等に短期間貸し付けることができるよう、農地法の特例を定めた法律です。平成元年に成立しております。

区民農園は、令和3年度4月現在、これは今度の4月1日のことですが、2園減りまして18園、759区画が世田谷区内の区民農園、ファミリー農園の名称で運営してございます。1区画は15㎡で、月額の利用額は1区画当たり960円で運営しております。

それでは、本題に入らせていただきます。資料No.7、第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

特定農地貸付法に基づく承認申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認めまして、申請を承認することにいたします。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の報告事項に移ります。

(1)から(4)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.8をご覧ください。報告事項の1つ目は、「農作業体験塾(春)」の開催についてです。この事業は、農業の営みについて理解を深めてもらうため、農家が行っている種まきから収穫、出荷までの一連の作業を園主の指導により体験する事業です。「区のおしらせ」3月1日号、区のホームページに掲載をいたします。詳細は資料のとおりとなっております。

続きまして、お手元の資料No.9をご覧ください。こちらは、ふれあい農園「たけのこ掘り」

の開催についてです。内容につきましては、お配りいたしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、3月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページでご案内をさせていただいております。

続きまして、資料No. 10に移らせていただきます。報告事項、こちら東京産農畜産物等の放射性物質検査の結果報告でございます。今回は、令和3年2月18日付検査結果の報告でございますが、世田谷産農産物につきましては対象となっておりますので、参考程度にとどめていただければと思います。

続きまして、4月の総会日程でございますが、本来、この総会で協議する事項となりますが、現在、来年度の日程については各機関と調整中でございます。4月の日程につきましては、28日か30日で今調整していますが、まだ決定はしておりません。来年度全体の予定を含めまして、決まり次第、また皆様にお知らせをさせていただこうかと思っております。

なお、3月の総会につきましては、3月30日午後3時から、区役所第二庁舎5階第5委員会室で開催となっております。

事務局からのご報告は以上となります。

○宍戸会長 今のご説明に関してご質問等がございましたらお願いいたします。

○大塚委員 農地の情報掲示板ってありますよね。いろいろな形で預かっているというか、頂いているんですけども、大分老朽化して、がたがたになっているのを取り替える方法はあるんですか。

○事務局 うちの係で承っておりますので、言っていただければ確認をして、新しいものをと言いたいところですが、あれは結構高くて、予算が、例えば10件出たとしたら、全部応えられるかといったらそうではないので、件数が少なければ全て新しいものと交換ということで対応は。

○大塚委員 4月1日に申し込めばいいですか。

○事務局 早い方がいいです。

○橋本委員 今回、30年で生産緑地が仕切り直しみたいになる訳ですけども、当初、生産緑地の看板が半楕円の大きい看板でありまして、ちょっと私が草を取ったりなんかしていたら、頭がぶつかったんです。よく考えましたら、ほかの地区は少し看板が細長いんです。世田谷区の場合は半楕円というか、ちょっと幅広いんです。だから、もし次に新しいものをつくるという話があれば、ちょっと幅狭のものにしてもらわないと、たまたま帽子

をかぶっていたのでよかったですけれども、あそこにはぶつけるとけがをするので、そのようなことをお願いできればと思います。

○事務局 現在のものはデザイン性がある程度あるので、「せたがやそだち」という文字が入っているので、そのようなご意見もあるということで、次にいつ変更があるのかは分かりませんが、ご参考とさせていただきます。

○宍戸会長 よろしいでしょうか。ご質問がなければ、この件につきましては終了いたします。

続きまして、次第6のその他ですが、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしいですか。なければ、以上をもちまして、本日の予定案件は全て終了いたしました。

本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者

(会長職務代理者あいさつ)

この議事録は、令和3年2月22日(月)開催の第7回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男